

道路上における転倒事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年（2022年）11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

道路上における転倒事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年(2022年)10月11日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

道路上における転倒事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 事故発生年月日 2020年9月30日
- 2 事故発生場所 東京都町田市小野路町5274番地2号先
- 3 事故の概要 被害者がロードバイクにて坂道を下っていた際に、タイヤが路面損傷箇所に引っ掛かり転倒し、負傷したもの
- 4 事故の種別 転倒事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 3,600,000円